

本部会計旅費支給規程

1、 本法人役員が理事長の命により出張したときは、給与・退職金規程及び旅費規程に準じて旅費を支給する。

2、 本法人役員が理事長の命により開催した理事会、監査会、その他の役員会に出席した場合、1回につき5,000円の旅費を支給する。

1、この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

2、この規程は平成8年3月25日から施行する。

3、平成13年8月8日、一部改正（金額変更）

4、平成24年4月1日、一部改正（金額変更）